

見做し取扱フモノトス

第四條出勤ノ際ハ交付シタル通勤表ヲ提出シ退社ニ際シ勤務

ノ証明ヲ得テ帰ルベシ

一 故ナクシテ出勤表ヲ提出セル時ハ欠勤者ト見做ス

二 入場ノ際ハ出勤表ヲ他人ニ依頼シ又ハ依頼者又クハカラス

第五條就業中私ニ面会ナシ又ハ其取扱カラスハカラス休憩中ト

雖モ猥ルニ外出スハカラス殊ニ作業中雜談為シ臆慮心ノ

表情ハルカ如キ風紀ヲ紊乱スル行為ヲテハカラス

第六條作業中故ナク他部高立ク他人ノ迷惑トナルヲ如キ行為ヲ

ハ絶対ニ禁セス

第七條工場内ニ絶対ニ喫煙スルカラス

但シ乾燥室ホイル室ノ此ノ限クニ非ス

第八條工場内ニ備付ケ器具機柵及材料等ク充分叮嚀ニ取

扱ヒ粗漏ニスハカラス各自所持場所ハ常に清潔ニシテ置

ルベシ

第九條従業者ハ自己勝手度所持以外部署者ニ至リ万一身傷

スルモ薬価及手当等一切支給セス

以上

大正十四年三月